

株式会社愛優会 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日 ～ 令和9年8月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間中の育児休業取得率を100%とし、平均取得日数一ヶ月以上を達成する。
(次世代法関連)

<対策>

- 令和7年4月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。
- 令和7年5月～ 仕事と子育ての両立の推進、必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職を対象とした研修・説明会の実施。

目標2：育児休暇取得者の業務を代替する対価として手当等の支援策を規定する。

<対策>

- 令和7年4月～ 検討開始（代替業務・代替者抽出、手当金額等の設定等）。
- 令和7年5月～ 就業規則等の整備。
- 令和7年6月～ 職員への周知。

目標3：男女とも平均勤続年数を8年以上とする。（女性活躍法関係）

令和7年3月末現在 男性7.2年 女性7.7年 計7.6年

<対策>

- 令和4年9月～ 自己都合退職理由の分析を行う。
- 令和5年1月～ 改善点を考察し、その改善に努める。
- 令和7年4月～ 人事評価制度の見直しの検討。